

2012.6月号の補足説明

下記の取り扱いについてご注意ください。なお、経営事項審査の取扱いは2012.6月号の通りとなっています。該当になる方は、事前に行政庁に相談しましょう。

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」より

「不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。」